

社団法人日本ボイラ協会について

社団法人日本ボイラ協会について

《 沿革 》

昭和21年11月に「ボイラー等に係る災害防止の観点からその製作、使用に関する総合的な研究機関」として任意団体として設立され、昭和25年1月に労働省から社団法人の認可を受けた。昭和28年6月に労働大臣の指定を受けてボイラー等の性能検査の業務を開始した。現在では、ボイラー等の安全確保に関し、検査・検定事業、各種の技能講習や安全教育、調査研究などの事業を推進している。

なお、検査・検定・講習については、平成16年3月に国の指定制度が登録制度に移行したことに伴い、登録機関として登録を受けて業務を実施している。

《 人員 》

(平成22年4月1日現在)

- 役員 32人(常勤5人、非常勤27人)
- 職員 426人(常勤334人、非常勤92人)

[組織]

- ・本部
- ・43支部
- ・40検査事務所(4駐在事務所を含む。)

《 予算 》

平成22年度 : 4,095百万円 (国からの財政支出はなし。)

うち、主な事業について

- 検査・検定事業 2,913百万円(国費 0円)
- 講習・相談事業 1,133百万円(国費 0円)
- 調査・研究事業 295百万円(国費 0円)

主な事業

① 検査・検定事業 (性能検査)

特に危険な作業を必要とするもの(ボイラー等)は、使用中に高温、高圧を受けることから、使用とともに部材に変化が生じ、胴や管などに加熱、腐食、割れ等の損傷を生じるおそれがある。このため、定期的に損傷の有無等の状況をチェックして、継続して使用できるか見極める検査が必要。(労働安全衛生法第41条)

(個別検定)

危険な作業を必要とするもの(小型ボイラー等)は、内部に高い圧力の気体、液体等を保有すること等から、その構造、使用材料等が定められ、その構造要件を満足しているか否かを製造時に確認することが必要。(労働安全衛生法第44条)

一定の要件に適合し、かつ、行政の裁量の余地のない形で登録する登録機関制度により実施

登録性能検査機関数: 3機関
公益法人(2)
株式会社(1)

登録個別検定機関数: 4機関
公益法人(2)
株式会社(2)

【 検査・検定実施体制 】

性能検査は対象機器の設置場所において、個別検定は製造工場等において実施しており、全国40か所の検査事務所(駐在事務所含む。)から検査・検定員が検査場所に出向いて行っている。(担当人員数: 299人(常勤223人、非常勤76人。平成22年4月1日現在))

【 検査・検定実績 】

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
性能検査	103,045件	101,163件	98,249件
個別検定	214,069件	190,409件	140,827件

【 検査・検定手数料※ 】

性能検査: 9,900円～81,700円

個別検定: 2,200円～111,300円

※機器の種類・大きさに応じた額

人件費、物件費を考慮して定めており、例えば、伝熱面積が5㎡未満のボイラーに係る性能検査の料金は、

人件費 14,060.6円

物件費 3,552.7円

計 17,613.3円

であり、この端数処理を行って検査手数料17,600円

主な事業

② 講習事業 (技能講習)

ボイラーは小規模であっても、内部に高温、高圧の熱エネルギーを保有し、爆発、破裂等により多数の労働者を巻き込む重大な災害を起こすおそれがあり、緊急時の適切な対応等を必要とするため、その取扱いには専門的な知識、能力が必要。(労働安全衛生法第14条、第61条)

(ボイラー実技講習)

ボイラー取扱い業務に就くことができるボイラー技士に関する免許試験に関する受験資格については、ボイラー取扱いに関する技能を確保する手段として、取扱い経験が必要。(労働安全衛生法第61条)

ボイラー実技講習は、ボイラー取扱いの機会を有しない者に対して技能を付与する機会を提供するもの。

参考：二級ボイラー技士免許受験資格：学校(ボイラー関係)卒＋実地3か月、実地6か月、ボイラー実技講習修了等

一定の要件に適合し、かつ、行政の裁量の余地のない形で登録する登録機関制度により実施

登録教習機関数：7機関
公益法人(7)

登録ボイラー実技講習機関数：
27機関

公益法人(14)
学校法人(1)
公立学校(5)
独立行政法人(1) 等

【 講習実施体制 】

事前に場所を確保し、募集する。要望によっては、希望地に出向いて行っている。(担当人員数：90人(常勤83人、非常勤7人。他の業務と兼務。平成22年4月1日現在))

【 講習実績 】

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
技能講習	13,974人	13,920人	14,242人
実技講習	25,949人	25,733人	27,812人

【 講習手数料※ 】

技能講習：7,000円～17,000円

実技講習：8,500円～18,500円

※内容に応じた額

会場借料費、講師謝金、人件費、講習案内等の印刷費、切手代等の通信費、事務所家賃等の経費を参酌して定めている。

会場の借料費、講師謝金：4.1千円

人件費：6.8千円

講習案内などの印刷費、切手代等の通信、事務所家賃等：
6.1千円

計 17千円

主な事業

③ 調査・研究等事業

《専門委員会》

1. ボイラー構造委員会
2. 圧力容器構造委員会
3. 溶接委員会
4. 自動制御委員会
5. 燃焼委員会
6. 水管理委員会
7. 取扱い委員会
8. 省エネルギー委員会
9. 附属品委員会
10. 地震対策委員会

《JIS原案作成委員会》

1. JIS原案の作成

《国際協力》

1. 諸外国から調査団等の受け入れ

《広報啓発等活動》

1. 全日本ボイラー大会の開催
2. 全国工作責任者大会の開催
3. ボイラー溶接士コンクールの開催
4. 優良ボイラー技士等の表彰
5. 機関誌の発行等による情報提供

《安全教育等の実施》

1. ボイラー取扱作業主任者等に係る能力向上教育
2. ボイラー技士等に係る安全衛生教育
3. ボイラー相談員による個別無料相談の実施

当面の改革事項

- 組織のスリム化
 - ・ 常勤役員の削減 ⇒ 6月に前倒しで2名削減
⇒ 国家公務員OB役員は次期改選時(平成24年6月)に公募
 - ・ 常勤職員の削減 ⇒ 平成23年度に5名、その後早期にさらに5名削減、国家公務員OB職員は専門職を除き定年後解消
 - ・ 検査事務所を駐在事務所に再編(今後3年間で4か所以上)
- 組織の見直し検討(検討期限:平成23年6月まで)
 - ・ できるだけ早期に検査部門を切り離した上で、研究活動中心の法人とすることとしており、その具体策を検討し、来年6月の総会において機関決定する。
- 検査部門の赤字の解消
 - ・ 役員給与の10%削減 ⇒ 6月に前倒しで実施済
 - ・ 適正な検査料金の設定の検討(検討期限:平成22年度中)
- 特定損失準備積立預金等(60億円)の見直し(検討期限:平成22年度中)
 - ・ 検査等の過失により損害賠償を求められた際等への対応に充てる積立預金を自家保険から他社保険へ切り替えること等により、大幅に縮減した上で事業運営安定のための基金とする。
 - ・ 縮減によって生ずる資産はボイラーの安全水準向上や地球温暖化防止に配慮したボイラー燃焼技術・制御技術開発のための研究に使用するが、基金を造成し、その運営を外部有識者より成る第三者委員会に委ねる。また、これらの研究の基盤となるような研究を実施する機関に寄附することについても検討する。
- 新たな関連事業(検討期限:平成22年度中)
 - ・ 省エネ、CO₂対策等に係る相談援助事業など新たな関連事業を実施する。

特定損失準備積立預金や新たな関連事業については、ボイラ協会内に外部の学識有識者等を構成員とする検討委員会を設置し、検討を行った。

今後、上記の事項について今月及び3月の理事会並びに定時総会において審議・機関決定することとしている。